

食品衛生トピックス 《2013/12/5》

○食品衛生法施行規則及び食品、添加物の規格基準の一部改正

平成25年12月4日付けで「酢酸カルシウム」が食品衛生法施行規則別表1(指定添加物)に追加され、成分規格が設定されました。また、「イソプロパノール」の成分規格及び使用基準が一部改正され、新たに抽出の目的に使用することが認められました。

《 改正内容 》

1 省令関係

食品衛生法(昭和22年法律第233号。以下「法」という。)第10条の規定に基づき、酢酸カルシウムが省令別表第1に追加されました。

2 告示関係

- (1) 法第11条第1項の規定に基づき、酢酸カルシウムの成分規格が設定され、また、イソプロパノールの成分規格の一部が改正されました。
- (2) 法第11条第1項の規定に基づき、イソプロパノールの使用基準の一部が改正され、次のようになりました。

《イソプロパノール》

イソプロパノールは、着香及び食品成分の抽出の目的以外に使用してはならない。

イソプロパノールは、抽出の目的で使用する場合、ホップにあってはホップ抽出物(ビール及び発泡酒(発泡性を有する酒類を含む。))の製造に当たり、麦汁に加えるものに限る。以下この目において同じ。)1kgにつき**20g**、魚肉にあっては魚肉たん白濃縮物(魚肉から水分及び脂肪を

除去したものをいう。以下この目において同じ。) 1 kgにつき**0.25g**、その他の食品にあつては抽出後の食品及びこれを原料とした食品(ホップ抽出物又は魚肉たん白濃縮物を原料としたものを除く。) 1 kgにつき**0.2g**を、それぞれ超えて残存しないように使用しなければならない。

《 施行・適用期日 》

1 省令関係

公布日から施行されます。

2 告示関係

公布日から施行されます。

《 運用上の注意 》

1 使用基準関係

(1) 酢酸カルシウムの使用基準は設定しないものの、その使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとする。

(2) イソプロパノールの使用基準については、次の点に留意されたいこと。

① 「発泡酒(発泡性を有する酒類を含む。)」には、酒税法(昭和28年法律第6号)に規定する発泡酒以外の発泡性を有する酒類も含まれること。

② イソプロパノールを抽出の目的で使用する場合、抽出後の食品に適用されるものであり、具体的には以下のとおりであること。

ア ホップ抽出物(ビール及び発泡酒(発泡性を有する酒類を含む。))の製造に当たり、麦汁に加えるものに限る。)及び魚肉たん白濃縮物(魚肉から水分及び脂肪を除去したものをいう。)を原料として製造された食品にあつては、その1 kgにつき**0.2g**を超えて残存しないとの基準は適用されないものであること。

イ 「抽出後の食品及びこれを原料とした食品」とは、ホップ及び魚肉以外の食品から抽出された食品並びにこれらを原料とした食品のほか、ホップ又は魚肉から抽出した食品であつて上記アに該当しないもの及びこれらを原料とした食品が含まれるものであること。また、これらの食品に対しては、その1 kgにつき**0.2g**を超えて残存しないように使用しなければならないこと。

③ 使用に当たっては、使用基準を遵守した上で適切な製造工程管理を行い、

目的とする効果を得る上で必要な量を超えないものとする。

2 成分規格関係

イソプロパノールの成分規格については、純度試験に鉛及び蒸発残留物の規格が新たに設定されたため留意されたいこと。

食安発 1 2 0 4 第 3 号
平成 2 5 年 1 2 月 4 日

各検疫所長 殿

医薬食品局食品安全部長
(公印省略)

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令及び食品、
添加物等の規格基準の一部を改正する件について

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（平成 2 5 年厚生労働省令第 1 2 6 号）及び食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（平成 2 5 年厚生労働省告示第 3 6 7 号）が本日公布され、これにより食品衛生法施行規則（昭和 2 3 年厚生省令第 2 3 号。以下「省令」という。）及び食品、添加物等の規格基準（昭和 3 4 年厚生省告示第 3 7 0 号。以下「告示」という。）の一部が改正されたところであるが、改正の概要等は下記のとおりであるので、その運用に遺憾なきよう取り計らわれたい。

また、当該改正の概要等につき、関係者への周知方よろしく願います。

記

第 1 改正の概要

1 省令関係

食品衛生法（昭和 2 2 年法律第 2 3 3 号。以下「法」という。）第 1 0 条の規定に基づき、酢酸カルシウムを省令別表第 1 に追加したこと。

2 告示関係

(1) 法第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、酢酸カルシウムの成分規格を設定したこと。

(2) 法第 1 1 条第 1 項の規定に基づき、イソプロパノールの成分規格及び使用基準を一部改正し、新たに抽出の目的に使用することが認められたこと。

第 2 施行・適用期日

1 省令関係

公布日から施行されるものであること。

2 告示関係

公布日から施行されるものであること。

第3 運用上の注意

1 使用基準関係

(1) 酢酸カルシウムの使用基準は設定しないものの、その使用に当たっては、適切な製造工程管理を行い、食品中で目的とする効果を得る上で必要とされる量を超えないものとする。

(2) イソプロパノールの使用基準については、次の点に留意されたいこと。

① 「発泡酒（発泡性を有する酒類を含む。）」には、酒税法（昭和28年法律第6号）に規定する発泡酒以外の発泡性を有する酒類も含まれること。

② イソプロパノールを抽出の目的で使用する場合、抽出後の食品に適用されるものであり、具体的には以下のとおりであること。

ア ホップ抽出物（ビール及び発泡酒（発泡性を有する酒類を含む。）の製造に当たり、麦汁に加えるものに限る。）及び魚肉たん白濃縮物（魚肉から水分及び脂肪を除去したものをいう。）を原料として製造された食品にあっては、その1kgにつき0.2gを超えて残存しないとの基準は適用されないものであること。

イ 「抽出後の食品及びこれを原料とした食品」とは、ホップ及び魚肉以外の食品から抽出された食品並びにこれらを原料とした食品のほか、ホップ又は魚肉から抽出した食品であって上記アに該当しないもの及びこれらを原料とした食品が含まれるものであること。また、これらの食品に対しては、その1kgにつき0.2gを超えて残存しないように使用しなければならないこと。

③ 使用に当たっては、使用基準を遵守した上で適切な製造工程管理を行い、目的とする効果を得る上で必要な量を超えないものとする。

2 成分規格関係

イソプロパノールの成分規格については、純度試験に鉛及び蒸発残留物の規格が新たに設定されたため留意されたいこと。

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省 令〕

- 無線局免許手続規則の一部を改正する省令（総務一〇一）
- 食品衛生法施行規則の一部を改正する省令（厚生労働一二八）

〔告 示〕

- 通信設備以外の高周波利用設備から発射される基本波又はスプリアス発射による電界強度の最大許容値の例を定める件の一部を改正する件（総務四三八）
- 戸籍が滅失した件（法務四五〇）
- 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（同四五二）
- 日本国に帰化を許可する件（同四五二）
- 出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令の研究の在留資格に係る基準の規定に基づき法人を定める件の全部を改正する件（同四五三）
- 食品、添加物等の規格基準の一部を改正する件（厚生労働二六七）

- 保安林の指定施業要件を変更する件（農林水産二九三四～二九三八）
- 中小企業信用保険法第二条第五項第一号の事業者を指定する件（経済産業二五二）
- 国土交通大臣が講習の実施機関を認める件
- 国土交通一六九～一七四
- 航空標識に関する件
- 海上保安庁二一一、二二二
- 道路に関する件
- 関東地方整備局四七七、四七八
- 道路に関する件
- 近畿地方整備局二四五、二四六
- 都市計画に関する件
- 九州地方整備局二二〇

〔国会事項〕

〔人事異動〕

宮内庁 財務省

〔官庁報告〕

官庁事項

九州地方整備局公示（九州地方整備局）
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）

〔公 告〕

諸事項

官庁
証票無効、国営今金南土地改良事業計画、建設業の営業の停止命令関係

裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、復権、特別清算、再生関係
地方公共団体
教育職員免許状失効関係
会社その他

省 令

○総務省令第百一〇号
電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）を実施するため、無線局免許手続規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十五年十二月四日
総務大臣 新藤 義孝

無線局免許手続規則の一部を改正する省令
無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。
別表第六号第2の注19(2)中「電力総線率（電線率）」の次に「又は施行規則第45条第3号に規定する各種電線（450kHz以下の周波数の電波を使用し、高周波出力が500ワットを越え、かつ、30メートルの距離における電界強度が毎メートル $\sqrt{\frac{P}{500}}$ マイクロワットを越えるものに限る。」を加える。
附 則
この省令は、公布の日から施行する。

○厚生労働省令第百二十六号
食品衛生法（昭和二十二年法律第百三十三号）第十条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。
平成二十五年十二月四日
厚生労働大臣 田村 憲久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令
食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次のように改正する。
別表第一中第四百三十七号を第四百三十八号とし、第四百四十号から第四百三十六号までを一号ずつ繰り下げ、第四百三十九号の次に次の一号を加える。
百四十 酢酸カルシウム

附 則
この省令は、公布の日から施行する。

